

条例骨子について

1 第1回の検討委員会で出された条例への意見について

- (1) 前文に、「差別解消 3 法の制定」「虐待の防止」「SNS、ハラスメント、ジェンダー」を入れては。
- (2) 人権に関する問題に対応するあっせん機関の設置
- (3) 市、市民、事業者の役割を規定
- (4) 浜田の特性（島根あさひ社会復帰促進センター、外国人技能実習生）が含まれるとよい。
- (5) 計画、制定する条例、施策の実施状況の確認する機関が必要では。

2 条例骨子

NO	項目	内容
1	条例名	※項目、内容が決定後に協議
2	前文	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制定の背景として平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」「部落差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」について ➤ 現在も人権侵害や不当な差別が存在していることや社会情勢の複雑化により新たな人権問題が生じていること ➤ 「浜田市人権都市宣言」が制定されていることについて記載
3	目的	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市、市民、事業者の役割を明らかにし、差別や偏見をなくし、すべての人がお互いの人権を尊重する心豊かな社会の実現を目指す
4	定義	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民を市の区域内に居住、滞在する者（通勤、通学する者を含む。）として定義 ➤ 事業者を市内において事業活動を行う者として定義
5	不当な差別に対する行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 年齢、障がい、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、被差別部落出身その他を事由とした差別、ハラスメントその他人権を侵害する行為を行ってはならない。

NO	項目	内容
6	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市行政のあらゆる分野で人権尊重のまちづくりに必要な施策を積極的に推進
7	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人権意識の高揚に努めること ➤ 市が実施する人権施策への協力を努める
8	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人権意識の高揚に努める ➤ 市が実施する人権施策への協力を努める
9	施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人権施策の推進に関する基本計画を策定 ※既、策定の「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を基本計画とみなすことを規定
10	相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市は、関係機関と連携し、あらゆる人権問題に的確に応じる相談体制の充実に努める
11	審議会	
	設置	人権施策に関する重要事項の調査、審議のため審議会を設置
	審議会名	浜田市 審議会
	調査、審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画に関すること（策定、変更） ➤ 市が行う事業の実施状況について ➤ その他市長が必要と認める事項
	委員数	○人以下
	任期	○年
	委員	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 識見者 ➤ 関係団体の役職員 ➤ 関係行政機関の職員 ➤ 市長が必要と認めるもの ➤ 再任可能